

1965年度第24回長野市議会臨時会会議録

1. 1965年4月12日第24回長野市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	宴太郎	2番	北嘉	定亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	盛信
5番	石川	真六	6番	仲村	果正
7番	稲嶺	正康	8番	石田	弘昇
9番	稲安	里明	10番	又大	永行
11番	石川	繁登	12番	仲宮	行助
13番	伊佐	真昌	14番	宮中	光
15番	宮城	貞勇	16番	仲	
17番	伊佐	行	18番		
19番	武島	次郎	20番		
21番	古波				

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	奥辰	真徳	収入役	沢し	安一
事務課長	松川	正	喜	住民課長	奥辰	仲村	春	信
民生課長	当山	全	誠	財政課長	奥辰	里	将	俊
経済課長	伊佐	友	兼	水道課長	田	吉	英	幸
建設課長	島袋	昌		消防課長	大	城	仁	

7. 議会事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長	宮城	光雄	書記	島袋	真由	知念	善光
------	----	----	----	----	----	----	----

1965年度第24回宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1965年4月12日第24回議野湾市議会臨時会を市役所
会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	宴太郎	2番	比嘉	定亮
3番	天久	盛雄	4番	案安次	信果
5番	石川	真大	6番	仲村	正弘
7番	稲嶺	正康	8番	石田	昇永
9番	安里	安明	10番	又大	行助
11番	石川	繁得	12番	仲村	光盛
13番	伊佐	真昌	14番	大仲	喜敏
15番	宮城	盛壽	16番	官里	幸盛
17番	伊佐	貞行	18番	中里	
19番	武島	行男	20番	仲村	
21番	古波蔵	清次郎			

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席し
たものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	呉屋	真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正義		住民課長	仲村	春	信	
民生課長	当山	全喜		財政課長	奥里	将	俊	
経済課長	伊佐	友誠		水道課長	国吉	真	義	
建設課長	島袋	昌兼		消防団長	大城	仁	幸	

7. 議会事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長	宮城	光雄	書記	島袋	真由	知念	晋光
------	----	----	----	----	----	----	----

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会期の決定について。

日程第2 議事録署名議員の署名について。

日程第3 議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加
更正予算について。

日程第4 決議案第2号、を国復帰に関する要請決議につい
て。

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会期の決定について。

日程第2 議事録署名議員の指名について。

日程第3 議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加
更正予算について。

日程第4 決議案第2号、そ国復帰に関する要請決議につい
て。

議長～出席議員20名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしております。よつて、只今より第24回宜野湾市議会臨時会を開会いたします。
(午前10時50分)

議長～最初に本日のお会談に入ります。

議長～日程第1、会期決定についてをお諮りいたします。

議長～先きに申し合せました様に会期一杯12日から16日まで5日間もちたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本会期は12日から16日5日間と決定いたします。

議長～日程第2、議事録署名議員の指名についてをお諮りいたします。
議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、議長指名とすることにいたします。
12番大川昇、7番稲嶺正原の両議員を指名いたします。

議長～日程第3に入る前に諸般の報告をいたします。

議長～暫休憩いたします。(午前10時55分)

議長～再開いたします。(午前11時)

議長～日程第3、議案第9号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを上程いたします。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～出席議員20名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしております。よつて、只今より第24回宜野湾市議会臨時会を開いたします。
(午前10時50分)

議 長～直ちに本日の会議に入ります。

議 長～日程第1. 会期の決定についてをお諮りいたします。

議 長～先きに申し合せました様に会期一杯12日から16日までの5日間もちたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本会期は12日から16日の5日間と決定いたします。

議 長～日程第2. 議事録署名議員の指名についてをお諮りいたします。

議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議長指名とすることにいたします。

12番大川昇. 7番稲嶺正康の両議員を指名いたします。

議 長～日程第3に入る前に諸般の報告をいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時55分)

議 長～再開いたします。(午前11時)

議 長～日程第3. 議案第9号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを上程いたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～1965年度の宜野湾市才入才出予算に追加更正の必要が生じたので、木案を提案してあります。追加更正の主なる点を申し上げますと、収入においては、これまで財政課が持つておつたジープがもう古くて修繕費が余計かかりますので、これを売却したいと思つております。それから今年度市町村各会費の促進協議会に対する政府の補助金も2,500を見積つております。尚この外に権収入として預金利率と延滞金で大体1,117\$の見積り得られましたので、これを収入に見積つております。才出におきましては、役所費の方で500\$を減額にしてあります。これは役所の修繕費でこの会議室の兼備の修繕の方をこのままではどうしてもほうほうに危いということとで、これを修繕する年/予定でありましたが、一応本年度はほうほうも済んでおることだし、新しい年度に入つて、これを修理していいんじゃないかと思つて、それだけ今年度の予算から一応これを削ぐ、万一ほうほうとらばその他急いでやらねやならん様な時態があつたならば予備費でも修理することにして、こちらから500\$を減じてあります。その他には諸支出金の方で分組金を減額の方で1,800\$だけ、この予算を取つて、前に売却したジープの代わりにピックアップを購入する様に予定しております。その他に分組金で3,519\$ありますが、これは促進協議会を完足した場合の各市町村の分組すべきも3,000\$の分組と、それから中部の商業高等学校の準備金で前に534\$を予定しておりますが、その後50\$の寄付が申し入れがはつきりいたしましたので、それだけ減じてあります。以上の様な所を更正してもらいたいと思つて提案いたしてありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長～本案に病する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時9分)

議長～再開いたします。(午前11時15分)

市長～1965年度の宜野湾市才入才出予算に追加更正の必要が生じたので、木案を提案してあります。追加更正の主なる点を申し上げますと、収入においては、これまで財政課長の持つておつたジープがもう古くて修繕費が余計かかりますので、これを売却したいと思つております。それから今度市町村合併の促進協議会に対する政府の補助金の\$2,500を見積つております。尚この外に雑収入として預金利子と延滞金で大体1,117\$の見積が得られましたので、これを収入に見積つております。才出におきましては、役所費の方で500\$を減額にしてありますが、これは役所の修繕費でこの会議室の東側の窓の方をこのままではどうしてもぼうふうに危いということ、これを修繕する年/予定でありましたが、一応本年度はぼうふうも済んでおることだし、新しい年度に入つて、これを修理していいんでないかと思つて、それだけ今年度の予算から一応これを使い、万一ぼうふうとかその他で急いでやらねやならん様な時態があつたならば予備費でも修理することにして、こちらから500\$を減じてあります。その他には諸支出金の方で分担金が徴税費の方で1,800\$だけ、この予算を取つて、前に売却したジープの代わりにピックアップを購入する様に予定しております。

その他に分担金で3,519\$ありますが、これは促進協議会を発足した場合の各市町村の分担すべきものの3,000\$の分担と、それから中部の商業高等学校の準備金で前に534\$を予定しておりますが、その後50\$の寄付が申し入れがはつきりいたしましたので、それだけ減じてあります。以上の様な所を更正してもらいたいと思ひまして提案いたしてありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時9分)

議長～再開いたします。(午前11時15分)

3 番～本案件は新しい追加更正という様な前提で出されている様でありますが、その中に先に議案8号として議案が否決なつた分が入つておる訳であります、その分につきまして、今後議案が否決したかという面では、当時は充分検討なされたと思つておりますが、そこにおいて我々が大きな議決した義務につきまして、どういふ点を考慮に入れてこの議案に再提案されたか、その理由を開きたいと思つておりますが、どういふ処置を持たれましたか。

市長～先に否決になつた場合に、議案で御意見が、徴収費の中からは、その不用額を出して、そして分担金に持つて行くことといたつたのは、どうも好ましくないと御意見が御座りますので、そこを考慮に入れて、今回提案してあります。尚その外に促進協議会予算では、あつたか否か、計年度6月未までは、わずかな期間しかないので、そままま全額各市町村が負担するといふのは、合意をしないかといふお話しが御座りますが、それは分担金をするに、ここから市の予算として、一回に分担して、もう一方は、2ヶ年にまたがって分担して、もう一方は、一回で分担した方がよかろうといふ話しも御座りますし、尚又これが分担金として出して行けば、促進協議会の会計年度といふのは何日から始まつて、何日までといふ規定はありませぬので、別段これを後で、少し考えられんじやないかといふことと、そのまゝ提案してあります。外には出来る限りこの才出においで、見安のついたものは、この際更正しようといふので、更正案に附えて提案してあります。

3 番～市長さんの只今の御説明で分つておりますが、要はその時の大きな理由はなつたかといふ面では、まだまだそのままで御検討の余地があると思つておりますが、先議案第8号がそこに入つていふ以上は、これは再

3 番～本案件は新しい追加更正という様な前提で出されている様であります，その中に先に議案8号として議会在否決なつた分が入つておる訳であります，その分につきまして，何故議会在否決したかという面で，当局は充分検討なされたと思うんですが，そこにおいての我々が大きな議決した義務につきまして，どういふ点を考慮に入れてこの議会在再提案されたか，その理由を聞きたいと思ひますが，どういふ処置を持たれましたか。

市長～先に否決になつた場合に，議会在の御意見が，徴税費の中から，その不用額を出して，そして分担金に持つて行くといふのは，どうも好ましくないという御意見がありましたので，そこを考慮に入れて，今回提案してあります。尚その外に相進協議会の予算では，あとわずかな会計年度の6月未までは，わずかな期間しかないのに，そのまま全額各市町村が負担するといふのはどうも具合悪いんじゃないかといふお話しがありました，それは分担をするのは，ここから市の予算としては，一回に分担してもいいし，2ヶ年にまたがつて分担してもいいといふ方法はあるんですけども，各市村ともでは分担金は一回で分担した方がよからうといふ話しもありますし，尚又これが分担金として出して行けば，促進協議会の会計年度といふのは何日から始まつて，何日までといふ別に規定はありませんので，別段これを後の月数が少ないからといつてその分担をへらすといふことも，別に考えられんじゃないかといふことで，そのまま提案してあります。外には出来る限りこの才出においても収入においても，目安のついたものは，この際更正しようといふので，更正案に加えて提案してあります。

3 番～市長さんの只今の御説明で分つておりますが，要はその時の大きな理由はな辺にあつたかという面で，まだまだそこまで御検討の余地があると思ふのでありますが，先の議案第8号がそこに入つていふ以上は，これは再度のもの

である。或は再提案であるかという様な法的の根拠がまだつかんでないんですが、これにはその中に新提案として出されて、こういう部分がお入り込まれておると、この部分においては、我々としては再議或は再提案という解しやしか出来ないと思いたしますが、これ以上再提案ということはないし、その面につきまして、その根本の理由、何故そこに盛り込まなければならなかつたものであるかどうかですね、まだはつきりした御答弁が得られませんので、その理由をはつきりお答え願いたいと思いたします。

市 長～再議に付すべきのを、何故提案をしたかの理由ですか。

3 番～いやそうじゃないんです。再議の性質のもんであるが、再議ではない。再提案という様な形になるんだが、今出た案件に対しては、新しい提案という。前はなかつたといった形で出て来る。

市 長～そうです。新しい提案です。

3 番～この部分的には、再び提案されたという形のもので、相当見受けられるんですが、その部分においての提案を充分なる説明が、まだなされておられません。

市 長～この更正でありますので、数字を全部変えるということはおそらく無理だと思いたします。それで部分々々の更正でありますので、今先申し上げた様な所は是非更正を必とする所でありまして、特に今の3番議員のいわれる所の前の否決の部分はそのままだ出ている所に何故又そのまましたかという御質問の所は関連協議会の負担金じゃないかと思いたします。そうでしょうね。

3 番～はい、その部分でございます。

市 長～ちゃんと規定にはもう規定を皆さん認めてもらつて議会で決定して、そしてその中には、その費用は三市村で分担するというふうになつておりますので、これは、分

である。或は再提案であるかという様な法的の根拠がまだつかんでないんですが、これにはその中に新提案として出されて、こういう部分がおり込まれておると、この部分においては、我々としては再議或は再提案という解しやしか出来ないと思いますが、これ以上再提案ということはないし、その面につきまして、その根本の理由、何故そこに織り込まなければならなかつたものであるかどうかですね、まだはつきりした御答弁が得られませんので、その理由をはつきりお答え願いたいと思います。

市長～再議に付すべきのを、何故提案をしたかの理由ですか。

3 番～いやそうじゃないんです。再議の性質のもんであるが、再議ではない。再提案という様な形になるのだが、今度出た案件に対しては、新しい提案という。前はなかつたといった形で出て来る。

市長～そうです。新しい提案です。

3 番～この部分的には、再び提案されたという形のものが、相当見受けられるんですが、その部分においての提案を充分なる説明が、まだなされておりませんが。

市長～この更正でありますので、数字を全部変えるということは、おそらく無理だと思えます。それで部分々々の更正でありますので、今先申し上げた様な所は是非更正を要必要とする所であります。特に今の3番議員のいわれる所の前の否決の部分がそのまま出ている所に何故又そのまましたかという御質問の所は促進協議会の負担金じゃないかと思ういます。そうでしようね。

3 番～はい、その部分でございます。

市長～ちやんと規定にはもう規定を皆さん認めてもらつて議会で決定して、そしてその中には、その費用は三市村で分担するというふうになつておりますので、これは、分担

金としてはどうしても前のままの数字を認める訳にもい
かないし、又これを削る訳にもいかないというので、再
び提案してあります。

- 3 番～じや御説明願いたいと思つておりますが、この中に雑費
の中で中部商業開校準備金というのがございます。開校
の準備ということになれば開校前に出すべき性質のもん
であります。そこにおいて開校して後開校準備金という
のが出ている訳ですが、もう才出されておりますか。

市 長～まだであります。

- 3 番～まだですね、その面においてこの部分の開校までは、
どういふふうに通局としてはやつておられるか、その内
容はまだ聞いたことはございませませんが、市長として分
担金を負担してないんだが、果して開校に間に合つたかど
うかですね。その点は市長としてお互い分担した以上は
是非とも出さなければいかんが、どうなつたか、位いは
やつておられると思ひますが、開校がスムーズにされて
いるという新聞報道は聞いておりますが、如何様にして
開校されたか、その理由をお聞かせ願ひたいと思ひます

市 長～開校されたといつてでなく。

- 3 番～金はなくて開校準備資金は出さんで、開校なつてい
るんだが、それはどういふ運営方法で開校されているか、予
算は出てないのに開校はさせておると、金がなくて出
たかどうかという意味です。

市 長～この分担金については、前にも御報告申し上げたかと思
ひますが、中部商業高等学校の校長先生と、それから書
記の方が私の所に来て、開校する前にこれこれだけの準
備の資金があるんだが、金があるんだがよつ中部の工業
高等学校と同じ様に中部市長村会の開かれる場合に各市
村に分担を願ひたいと思ふんだが、何時ありますかと
来た場合に案内して行つて、この実態を申し上げたら

金としてはどうしても前のままの数字を変える訳にもい
かないし、又これを削る訳にもいかないというので、再
び提案してあります。

- 3 番～じや御説明願いたいと思つておりますが、この中に雑費
の中で中部商業開校準備金というのがございます。開校
の準備ということになれば開校前に出すべき性質のもん
であります。そこにおいて開校して後開校準備金という
のが出ている訳ですが、もう才出されておりますか。

市 長～まだであります。

- 3 番～まだですね、その面においてのこの部分の開校までは、
どういふふうに当局としてはやつておられるか。その内
容はまだ聞いたことはございませませんが、市長として分担
金を負担してないんだが、果して開校に間に合つたかど
うかですね。その点は市長としてお互い分担した以上は
是非とも出さなければいかんが、どうなつたか、位いは
やつておられると思ひますが、開校がスムーズにされて
いるという新聞報道は聞いておりますが、如何様にして
開校されたか、その理由をお聞かせ願ひたいと思ひます

市 長～開校されたといつてでなく。

- 3 番～金はなくて開校準備資金は出さんで、開校なつてい
るんだが、それはどういふ運営方法で開校されているか、予
算は出てないのに開校はさせておると、金がなくて出来
たかどうかという意味です。

市 長～この分担金については、前にも御報告申し上げたかと思
ひますが、中部商業高等学校の校長先生と、それから書
記の方が私の所に来て、開校する前にこれこれだけの準
備の資金がいるんだが、金があるんだが1つ中部の工業
高等学校と同じ様に中部市長村会の開かれる場合に各市
村に分担をお願いしたいと思ふんだが、何時ありますか
と来た場合に案内して行つて、この実情を申し上げたら

これは各市村で分担。
開校これこれだすじを。通せばこれは政府がやるべきは
当然のこことだが、しかし、政府としては、それだけ予
算がとれないというこで、あれば、せつかく誘致に協力
した市町村は、これを分担しようといふことになり、ま
決まりまして、分担する事といたつても、校長先生であ
その場合に、今まで色々職員といたつても、校長先生であ
ますが、職員が立替えて仕事しているのもあるんだが、し
なるとは、早目にその金が欲しいといふことでもありまし
たが、各市町村は出さなければならぬ、これを年内に分担
してもらう様にしよう、そしてどうしてもやむを得ない
所は年度の新しい年度の予算に提出して、これを負担す
ることにしようといふ話で、2~3ヶ市町村は、その外は
でなければ出来ないと、或は4月未に出るとか、これは
3月未に出ました、宜野湾市の分担については、これは一
応私断つたのでありませう、それは他の敷地や、それを
から地均し、それから資材等について、更に敷地を
いを払つていふこと、今まで宜野湾市が並行に、一応
それについて分担してくれといふことになりまして、
これを分担することになりました。
そして、それは今まで中部工業の場合、地元60多負担し
たけれども、今回の場合、一ヶ村にあるから、宜野湾は0と
多負担してもらいたい、その時にじやそれは温まるから
いふことをいつたら、方按としてもし地元に出る必要
寄付者なんかがあるが、今の商業高等学校は、それを
何んぞ寄付者なんかがあるが、今か出たか、ついでに
いから、それだけやつてくれといふので、一応訪問を
予定しているといふこと、それについて、はうち市の方
教育委員会の方で、これろ寄付する様にしよう、それが
らその外に又突撃の、この方方かあれば、その額を分担
の申から差し引いて、場金は残り、市町村会事務で、今
に知らせるし、と、いふ話で、さういふ話で、今
ます。開校は3~4日前から、開校式を簡潔にやつて、4月
の場合、入学式とそれ

これは各市村で分担。

開校これこれはずじを通せばこれは政府がやるべきのは当然のことだが、しかし、政府としては、それだけの予算が出せないということであれば、せつかく誘致に協力した市町村は、これを分担しようということに話し合い決まりまして、分担することになった訳であります。その場合に今まで色々職員といつても、校長先生であります。職員が立替えて仕事しているのもあるんだが、なるべくは早目にその金が欲しいということでありました。各市町村は出来るだけこれを年内に分担金を納付してもらおう様にしよう、そしてどうしてもやむを得ない所は年度の新しい年度の予算に提出して、これを負担することにしようという話して、2~3ヶ市町村は新年度でなければ出来ないという所がありました。その外は3月末に出来るとか、或は4月末に出来るとかいうお話してありました。宜野湾市の分担については、これは一応私断わつたのであります。それは他の敷地や、それから地均し、それから資材等については、更に貴方方から要請を出すことにして、今まで宜野湾市が非常にぎせいを払っているということも知っているけれども、一応それについても分担してくれということになりまして、これを分担することに致しました。

そして、それは今まで中部工業の場合地元60%負担したけれども今回の場合、一ヶ村にあるから宜野湾は50%負担してもらいたいと、その時にじやそれは過ぎるということをついたら、方法としてもし地元出来るから寄付者なんか、今の商業高等学校の開校までに必要な何んで寄付者なんかが出た場合には、それをさびいてもいいから、それだけやつてくれというので、一応訪問を予定しているということ。それについてはうちの市の教育委員会の方で、これら寄付する様にしよう、それからその外に又実業家の方方からあれば、その額を分担金の中から差し引いて、現金は残りを市町村会事務局の方に知らしてよろしいという話し合でこう進めて来ております。開校は3~4日前にされたのであります。今度の場合は入学式とそれから開校式を簡潔にやつて4月の

末位いに随従の掃賀行事はやるうというお話しでありましたが、今金のやりくりはどういうふうにしてやっているかということはまだ私も聞いておりませんが、以上私の知った範囲をお答えいたします。

3 番～オ入の政府支出金のその他の補助金でございしますが、それは前年度で否決された議案にも関係がございしますが、その前に3,000 \$を予定されておりました。ところが、5ヶ月もしない内に2,500 \$だというふうに変更がございまして、その時市長さんのお考えは政府の補助金がなかつたら、これは出来ないと、やらないんだとこういふことではございしますが、そこについては市長さんは今も変更はありませつか、政府の補助金がなかつたら、市長さんは強行はやらないということではございしますが、それについて。

市長～現在の所、三市村の伏表でこれの予算の準備は話し合う場合に、各々3,000 \$で9,000 \$になります。その予算の準備をそれだけ見越して、仕事をしようという話し合いで、この予算は提案し、対照費とそれから2,500 \$の補助金ということになっておりましたが、その補助金がなかない場合には、結局私達の予定している所の9,000 \$の仕事は出来なくなりますので、これはもうはつきり政府が補助金を出して貰わんとということになりますと、この仕事は出来なくなるという見解から出来ないと、こうお答えした訳であります。

3 番～じやこの2,500 \$の政府の補助金でございしますが、それは現年度で計上されておりますか、それとも来年度でもらう予定であるか、現年度でもらうとしたりすぐもらえるという見越しがいつているかどうかです。

市長～その予算を準備する時には、一応地方課の課長さんや係も見えておりましたが、それは現年度でもらえるものと予定しております。

末位いに開校の祝賀行事はやろうというお話しでありましたが、今金のやりくりはどういうふうにしてやっているかということはまだ私も聞いておりませんが、以上私の知つた範囲をお答えいたします。

- 3 番～才入の政府支出金のその他の補助金でございますが、それは前で否決された議案にも関係がございますが、その前に3,000 \$を予定されて撤回した訳であります。すぐ1ヶ月もしない内に2,500 \$だというふうに更正で出まして、その時市長さんのお考えは政府の補助金がなかつたら、これは出来ないんだと、やらないんだとこういうことではあります。そこについては市長さんは今も変更はありますか。政府の補助金が出なかつたら促進委員会は発足はやらないということではありましたが、それについて。

市長～現在の所、三市村の代表でこれの予算の準備は話し合う場合に、各々3,000 \$で9,000 \$になります。その予算の総額をそれだけ見積つて、仕事をしようという話し合いで、この予算は提案し、対用費とそれから2,500 \$の補助金ということになつております。その補助金が出ない場合には、結局私達の予定している所の9,000 \$の仕事は出来なくなりますので、これはもうはつきり政府が補助金出してもらわんということになりますと、この仕事は出来なくなるという見解から出来ないんだとこうお答えした訳であります。

- 3 番～じやこの2,500 \$の政府の補助金でございますが、それは現年度で計上されておりますか。それとも来年度でもらう予定であるか。現年度もらうとしたらすぐもらえるという見透しがついているかどうかですね。

市長～その予算を準備する時には、一応地方課の課長さんや係も見えておりましたが、私は現年度でもらえるものと予定しております。

3 番～じやもう1件だけ、この前の議案8号の場合に才入増しの方があつた訳であります、今度ほもつと増えて3,060\$の増になつておりますが、短期間にこれだけの不増額或は増額が入つていられる様であります、本年の予算もあといくらもありませんが、外にもつとそういう使えない不増額或は才入となさるべきそういうものが外にないかどうかです、また後で出されて更正しなければいけません、というふうなことが今まであつたんですが、先と予算の年度も1〜2ヶ月に迫つていられる訳であります、まだまだその議案第8号が出た場合には簡単な額であつたが、もう額が倍位になつていられる、又今度ほあつちをちから集められている様ですが、外にないかどうか。

市長～予算の年度もしまいに近づいておりますけれども、現在の所数字のはつきりしたのは、ここに上げてありますがその外にもいくらかあるとは思いますが、今の所まだはつきりした、どの程度の残り或はどの程度の財源があるかということをはつきりしない状態ではあります、どうしても後一回か二回位は更正の必要は起るんじゃないかとどう予想されます。

5 番～3番議員の質問に対して市長は今年度中に2,500\$の補助金の交付が受けられるものと、そういう見越しをつづけるといふふうな明でありましたが、これは過去の当分の実績に照らして見ました場合、当分の見越しはくい違ふ点が多いです、見越しが見越し通り行つたのは少ない訳でございます、そこで市長の本年中に2,500\$の補助金の交付の受けられるという見越しについてどの程度の可能性があるかどうか、この議会に出席しているものを以て、資料の資料にするためにもう少し見越しを立てる前に至つたいきさつ、その細部にわたつてまつ御説明をお願いいたします。

市長～この協議会の規定を準備した場合に同じ目に予算も三市の集つて予算も審議いたしました、その場合に先にも申し上げた様に地方課の課長さんや係りの方も見えおつ

3 番～じやもう1件だけ、この前の議案8号の場合に才入増しの方があつた訳であります、今度はもつと増えて3,060\$の増になつておりますが、短期間にこれだけの不用額或は滞納税が入つている様であります、本年度予算もあといくらありませんが、外にもつとそういう使えない不用額或は才入となるべきそういうものが外にないかどうかです、また後で出されて更正しなければいかないうふうなことが今まであつたんですが、あと予算の年度も1～2ヶ月に迫つている訳であります、まだまだその議案第8号が出た場合には簡単な額であつたが、もう額が倍位になつている、又今度はあつちこつちから集められている様ですが、外にないかどうか。

市長～予算の年度もしまいに近づいておりますけれども、現在の所数字のはつきりしたのは、ここに上げてありますがその外にもいくらかあるとは思いますが、今の所^まだはつきりした、どの程度の残り或はどの程度の財源があるということをはにぎれない状態ではあります、どうしても後一回か二回位いの更正の必要は起るんじゃないかところ予想されます。

5 番～3番議員の質問に対して市長は今年度中に2,500\$の補助金の交付が受けられるもんだと、そういう見透しをつけるといふふうな説明でありましたが、これは過去の当局の実績に照らして見ました場合、当局の見透はくい違ふ点が多いです。見透しが見透し通り行つたのは少ない訳でございます、そこで市長の本年中に2,500\$の補助金交付の受けられるという見透しについてどの程度の可能性があるかどうか。この議会に出席しているものをして、判断の資料にするためにもう少し見透しを立てる前に至つたいきさつ、その細部にわたつて1つ御説明をお願いいたします。

市長～この協議会の規定を準備した場合に同じ日に予算も三市村の集つて予算も審議いたしました、その場合に先に申し上げた様に地方課の課長さんや係りの方も見えおつ

ておつて、その了解のもとにこの予算を編成いたしましたし、
たので、政府の補助金はそれだけ増えます、その外には別に
えるとは了解していません、

ラ 番～ 只今の質問の中に地方課の職員も得てといふ云々申さ
がございましたが、この補助金が交付されるんだったら、
に2,500 \$の補助金が交付されるんだったら、
とに對して地方課の職員も得てといふ云々申さ
問をしたんでございませぬか、

市 長～ いやそういう質問はございませぬでした、

ラ 番～ それじゃ手のかお包を見て、市長がそういうふう
に受け取つたという意味ですか、

市 長～ 向こうで、これは本市だけじゃなしに、両村長からも政
府の補助金については、もつといふ切つて出してもいい
たい、出来たら10,000 \$位でもといふふらな、
して相談は出来んが、7,500 \$程は出来るでしよう
いとお話しをしておりました、そしてそれを何月か
出すという約束は、或は又、明は受けておらんが、
私としては、本年、或はえられんじやないかといふ
を保持ただけであります、ほんといふに、
すとか、又、額の何についでも、向こうの
とをどういふふうにか、

ラ 番～ 今の市長の質問を聞いておりましたと、結局向こうから
府の方から補助金が受けられるといふ市長が、
至る根拠になるのは、つかんといませぬ、
身の前なるこれは希望も、
は、
で質問します、才入の面、
~~を~~、
ますが、この質問を願ひ
問されておられません、

ておつて、その了解のもとにこの予算を編成いたしましたので、政府の補助金はそれだけ本年度内で出してもらえるとは私は了解している訳であります。その外には別にいきさつはありません。

5 番～只今の説明の中に地方課の職員の了解も得てという云々がありました。この了解をえたと云う云々は本年度中に2,500 \$の補助金が交付を受けられるんだと、いうことに対して地方課の職員がそう出来るんだという内容の説明をしたんでございますか。

市 長～いやそういう説明はございませんでした。

5 番～それじゃ相手のかお色を見て、市長がそういうふうを受け取つたという意味ですか。

市 長～向こうで、これは本市だけじゃなしに、両村長からも政府の補助金については、もつと思切つて出してもらいたい。出来たら10,000 \$位いでもというふうな話しをして相談は出来んが、7,500 \$程度は出来るでしょうというお話しをしておりました。そしてそれを何日指令を出すという約束は、或は又説明は受けておりませんが、私としては、本年度でえられるんじゃないかという考えを持つただけでありまして、ほんとに何日までに指令を出すとか、又額の何についても、向こうのいわれた大体の額でありますので、本年度の予算で出来るんじゃないかというふうにご考慮しております。

5 番～今の市長の説明を聞いておりますと、結局向こうから政府の方から補助金を受けられるという市長が判断するに至る根拠になるのは、つかんでいません。そこで市長自身の単なるこれは希望的観測にもとづく予算更正だと私は解しやくします。このことは一応さしておいて、外の面で質問します。才入の面、雑収入ここに預金利子300,\$ ~~その他延滞金~~それから延滞金719,00 \$の増額になつておりますが、この説明をお願いします。各目明細には何も説明されておられません。

市長～それでは、この件につきましては収入役の方から補足していただきます。

収入役～これは、私の方からお答え申し上げます。

これは現在までの収入役の大体実績を見まして、今年度に入る大体予想をつけた収入でございます。この収入につきましては正確に計算する根拠というのがありませんので、大体予想をやっております。

5 番～先月否決された追加更正案件の中に、この件が含まれていたかどうか、御答弁願います。

収入役～あれには含まれておりません。

5 番～含まれていないですか、しからば今の説明は20日前において、これはキアツテ出来なかつたが、20日後の現在においては、こういうふうな見越しがつけられたということですね、それ以外の見しやくがあつたら御答弁願います。

収入役～はい、そうであります。

5 番～わずか20日間経過した場合には、才入並びに才出に對しての当局の見越しが、こういうふうにくい違つておる、それを仮りに1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月或は2ヶ年、3ヶ年と延ばした場合には、もしそれと比例して考えた場合には何が出て来るか、全くいわれる、はかり知れないことでもあります。20日間の目次の差において、当局の将来に對する見越しが、如何にでたらめであるかということとは、今当局の答弁で自ら証明しております。更に次の質問に移りますが計上されております。これを課入せざるを得ない速報を補足説明をお願いいたします。

市長～財政課長の方から補足説明していただきます。

市長～それでは、この件につきましては収入役の方から補足していただきます。

収入役～これは、私の方からお答え申し上げます。

これは現在までの収入役の大体実績を見まして、今年度に入る大体予想をつけた収入でございまして、この収入につきましては正確に計算する根拠というのがありませんので、大体予想でやつてあります。

5 番～先月否決された追加更正案件の中に、この件が含まれていたかどうか、御答弁願います。

収入役～あれには含まれておりません。

5 番～含まれていないですか、しからば今の説明は20日前において、これはキヤウ手出来なかつたが、20日後の現在においては、こういうふうな見透しがつけられたということですね。それ以外の解しやくがあつたら御説明願います。

収入役～はい、そうであります。

5 番～わずか20日間経過した場合には、才入並びに才出に対しての当局の見透しが、こういうふうにくい違つておる。それを仮りに1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月或は2ヶ年、3ヶ年と延ばした場合には、もしそれと比例して考えた場合には何が出て来るか、全くいわゆる、はかり知れないことであります。20日間の日数の差において、当局の将来に対する見透しが、如何にでたらめであるかということは、今当局の答弁で自ら証明しております。更に次の質問に移りますが計上されております。これを購入せざるを得ない理由を補足説明をお願いいたします。

市長～財政課長の方から補足説明していただきます。

財政課長～補足説明を申し上げます。そのビクアツフの購入につ
いては、これまで附政の方で充分考えて、市長にも要す
が、これは修繕費が余りに多く、現在ラ一ブが、市を
ては、\$351,000の修繕費が、64年又64年の決算にお
初うぶ送るから4月、5月、6月、7月、8月の調査、
のゆを、事務が、多くなり、そのうち、土地、家、屋、
れる仕事、車、用、の、し、う、考、え、で、
す。

5番～その賦課を、賦課するか、
アツフの、か、い、ま、す、か、

財政課長～年度当初、それから、
査する、経、路、を、考、え、

5番～只今、
た、
り、
定、
対、
す、

財政課長～補足説明を申し上げます。そのピックアップの購入については、これまで財政課の方で充分考えて、市長にも要求しておつた件でございます。現在ジープがございしますが、これは修繕費が余りに多く、64年度の決算においては\$351余の修繕費が出ております。又64年度の当初予算にも250\$の修繕費が組まれております。こういうふうに修繕費が相当の額に登つておりますし、又人員のゆ送においても最大限6名しか出来ない、ピックアップを購入することによつて、そのゆ送が倍加される。それから4月、5月、6月、7月、8月の5ヶ月間における徴税面それから土地、家屋の調査、事業調査こういう仕事が多くなりますので、この自動車、ピックアップの新車の購入によつて、そういう徴税面、調査面に大いに利用し、そして、徴税面の成績の向上にも役立てると、こういう考えで、車の購入をお願いしている訳でございます。

- 5 番～その賦課徴税という立場で検討しました場合、このピックアップを購入した場合には、賦課までの作業に多く使うのか、賦課以後の徴収の面に多く使うのか、どれを予定していますか。

財政課長～年度当初、それから年度末においては、賦課事務と調査ですね。それから徴収面、これが実際にその時期が来る訳でございますが、その期間は特に両方車の配車を継続的に行つて調査面と徴収面に強力にやつて行きたいとそれからその間は徴税に重きをおいていきたいとこういうふうに考えております。

- 5 番～只今徴税に重きをおいて使用したいというお考えであつたですね、そういうふうに受け取つてよろしいです。同じ徴税費の方の納税奨励費これは減額修正になっております。奨励費は前の議会で審査しました様に成績が一定の額を上回つた、いわゆる優秀な納税者ということを対象にして、これは組まれた予算だと私は思つております。それが予期しない、いわゆる当局が当初見積つてい

た様ないい成績までは納税の実績が来ていないもんだから、そこでこの1,300万が不用になつたというふうに僻しやくしてよろしいですか、当初の見込み納税の成績が必、いわゆるかんばしい後援に未だた場合には、或は不足することも考えられます、奨励費でありまから納税の成績がいい場合は奨励費は多くなるはずでありま、従つてこれは減額になつていゝこととは、長をかえせば納税の成績が当初の予定よりは、いわゆる悪いということの意味ですか、

財政課長～現状では、当初の予定通りの成績には行つておりません、

5 番～行つていないから、不用の1,300万が収入予定となつていゝる額ですね、それでは関連して質問したいと思ひますから、事実に添づいて答へして下さい、当初の予定通りかんばしくいゝかないという理由は、本週にあると当局はお考えになつておられるか、1つ御質問を願ひます、

財政課長～申し上げます、全体的な65年度の納税成績を平均を出してみないと、そういうことは、はつきりした納税金は申し上げられませんが、しかしながらこの納税奨励金を組む場合、当初でありますので、前年度の実績からおさえていつた場合には、この額自体は見込んで予算の要求をしたわけでございゝます、何れならば、この納税奨励金そのものは、65年度からの最初の発給でありま、その意味で又新行政区が出来まして各部長さんが就任したのも65年度が実際のその自治会長の多く最初の年度であるところ、こういう意味で納税面に大いにその意欲を持たせると、こういう意味で最大限のその納税奨励金を予算に計上をお願いしたわけでございゝます、しかし、この納税奨励につまましては、1ヶ年や2ヶ年で私は、これが向上するものは、当時から考へてはおりません、若しその納税奨励を、もうし、そして、そういう制度をもうけることと、1ヶ年か2ヶ年間の予算をたてて納税奨励をやつて行きたいと考へておりま、す、

た様ないい成績までは納税の実績が来ていないもんだから、そこでこの1,300 \$が不用になつたというふうに解しやくしてよろしいですか。当初の見込通り納税の成績が悪、いわゆるかんばしい状態に来ていた場合には、或は不足することも考えられます。奨励費でありますから納税の成績がいい場合は奨励費は多くなるはずであります。従つてこれは減額になつていているということは、裏をかえせば納税の成績が当初の予定よりは、いわゆる悪いということの意味しますか。

財政課長～現段階では、当初の予定通りの成績には行つておりません。

5 番～行つていないから、不用の1,300 \$が収入予定となつてゐる訳ですね。それでは関連して質問したいと思いますから、事實に基づいて答弁して下さい。当初の予定通りかんばしくいかないという理由は、な辺にあると当局はお考えになつておられるか。1つ御説明を願います。

財政課長～申し上げます。全体的な65年度の徴税成績を総合平均を出してみないと、そういうことは、はつきりした線は申し上げられませんが、しかしながらこの納税奨励金を組む場合、当初でありますので、前年度の実績からおさえていつた場合には、この額自体余計私は見積つて予算の要求をした訳でございませう。何故ならば、この納税奨励金そのものは、65年度からの最初の発足でありますその意味で又新行政区が出来まして各部落の会長さんが就任したのも65年度が実際のその自治会長の働く最初の年度であると、こういう意味で納税面に大いにその意欲を持たせると、こういう意味で最大限のその納税奨励金を予算に計上をお願いした訳でございませう。しかし、この納税奨励につきましては、1ヶ年や2ヶ年で私はこれが向上するものとは、当最から考えてはおりませう。着実にその納税奨励を啓もうし、そして、そういう制度をもうけることによつて、1ヶ年から2ヶ年長期間の予想をたてて納税奨励をやつて行きたいとこういうふうにご考慮しております。

5 番～私が質問しておりますのは、当初予算はいわゆる成立当時において見送っていた、いわゆる徴収成績この徴収成績に比較して、予定通り行っていないのは、その理由はどこにあるかという質問であります。先の議会で今年度予算の中の徴収が2月末目現在で45万予算に対して45万というふうな説明がありました。これからしても決してかんばしい成績とは申されませんが、そこでこの追加更正案件にも、はつきり減額というふうなうたわれておりますので、当然これは予定通り徴収の成績が上つていないことを物語るものであります。それに基づいて理由はどこにあるかを私は聞いている訳です。或はどこにあると思われるか徴収成績が思ったよりかんばしくない様なこういう状況は何かそこに理由がなくちやいかんはずです。納税者が全部一挙に何んらかの災害があつて、びんぼうになつたとか、或はどつそり人に全部ぬすまれていたとか、とにかく何んかの理由がそこにあるはずで、その理由は当局としてどういうものだとお考えになつておりますか。これが私の質問であります。

財政課長～今の所充分検討しておりませんので、この理由については、まだはつきりしておりません。今先も申し上げました様にこれからまだ4ヶ月間の監理期間がありますので、その年度の後後の徴収成績を調査してみないという理由は出てこないというふうに今の所私は考えております。

5 番～しかしながら、後まだ期間が残されているから、その期限に至らなければ、はつきりしたことは分らないという説明であります。見送しが立てられたからと1,300万は貴方方は聞つてあるんです。これは、今は主管課長の説明でありましたが、同じ質問に対して、市長の御答弁をお願いします。

市長～先の課長の説明にもありました様に当初の頃で、各部署に意欲を持たせるために、賞与金をどちらかという通

5 番～私が質問しておりますのは、当初予算はいわゆる成立当時において見透していた。いわゆる徴税成績この徴税成績に比較して、予定通り行っていないのは、その理由はどこにあるかという質問であります。先の議会で今年度予算の中の徴税が2月末日現在で45%予算に対して45%というふうな説明がありました。

これからしても決してかんばしい成績とは申されません。そこでこの追加更正案件にも、はつきり減額というふうなうたわれておりますので、当然これは予定通り徴税の成績が上っていないことを物語るものであります。それに基づいて理由はどこにあるかを私は聞いている訳です。或はどこにあると思われるか徴税成績が思ったよりもかんばしくない様なこういう状態は何かそこに理由がなくちやいかんはずです。納税者が全部一挙に何んらかの災害があつて、びんぼうになつたとか、或はさつそり人に全部ぬすまれていたとか、とにかく何んらかの理由がそこにあるはず。その理由は当局としてどういうものだとお考えになつておりますか。これが私の質問であります。

財政課長～今の所充分検討しておりませんので、この理由については、まだはつきりしておりません。今先も申し上げました様にこれからまだ5ヶ月間の整理期間がありますので、その年度の最後の徴収成績を総合してみないという理由は出てこないというふうに今の所私は考えております。

5 番～しかしながら、後まだ期間が残されているから、その期限に至らなければ、はつきりしたことは分らないという説明であります。見透しが立てられたからこそ1,300\$は貴方方は削つてあるんです。これは、今は主管課長の説明でありましたが、同じ質問に対して、市長の御答弁をお願いします。

市長～先の課長の説明にもありました様に当初の頃で、各部落に意欲を持たせるために、賞与金をどちらかというと過

大體して取つてあつたというのも、1つの原因になると
思いますが、この思ふ様に成績が上がらなかつたという
ことにつきましては、今年のお話しのように確かにこれは
1つでもない、2つ、3つもその理由はあると思いたす
が、どうも、~~さう~~いう理由でこの成績が上がらなかつたとい
うことにつきましては、担当課の方でよく検討して調査
しなければ分らないんじゃないかとさう思いたすので、
私も成績の上がらないのは、この為だといふはつきりし
た理由は今知つておりませんで、一応よく検討して、
今後それが上がらなかつたかについては又後で答お答えし
たいところ思いたす。

5 番～ 只今市長の御答弁で成績が上がらないのは、確かに2つや
3つの理由があると思はれる。さういふふうな内容であ
りましてが、それについてどういつた理由という具体的
な説明はありませんでした。そこで当局がほんとうに課
長と市長が答弁した様に理由がなほあるか分らない。
更に検討して見なければ具体的理由が分らないといふ答
弁であります。当局が信にさういふふうにお考へになり
つておられるのかどうか。私は非常に疑問を持つており
ます。そこでお伺ひいたしますが、もし納税者が自分
納めた税金が正当に使われているかどうかに対して不安を持
つた場合に納税の成績に影響があるかないか、あると思
われるかその辺について見解をお願いいたします。

市 長～ 確かに影響はあると思いたす。

5 番～ それじや更に進んで行きます。税金をちやんと取つて来
ながら、勝手にどこかで使ひ込んだという事案が今町の
うわさでにぎわつております。エタ年前から、そのうわ
さは事案であるかでないか。つまりそれに今私が申し上
げたうわさに該当することが、当局の内部にあつたかど
うか、御説明願ひます。

市 長～ そのうわさも事案も方が必にぎつておりませんで、私には
分りませんで。

大視して取つてあつたというのも、1つの原因になると
思いますが、この思う様に成績が上がらなかつたという
ことにつきましては、今先のお話しの様に確かにこれは
1つでもない。2つ、3つもその理由はあると思いたす
が、どう逕函いう理由でこの成績が上がらなかつたとい
うことにつきましては、担当課の方でよく検討して調査
しなければ分らないんじゃないかところ思いたすので、
私も成績の上がないのは、この為だというはつきりし
た理由は今知つておりませんので、一応よく検討して、
何故それが上らなかつたかについては又後で答お答えし
たいところ思いたす。

- 5 番～只今市長の御答弁で成績が上らないのは、確かに2つや
3つの理由があると思われる。そういうふうな内容であ
りましたが、それについてどういつた理由という具体的
な説明はありませんでした。そこで当局がほんとうに課
長と市長が答弁した様に理由がな辺にあるか分らない。
更に検討して見なければ具体的理由が分らないという答
弁であります。当局が信にそういうふうにお考えにな
つておられるのかどうか。私は非常に疑問を持つており
ます。そこでお伺いいたしますが、もし納税者が自分の
納めた税金が正当に使われているかどうかに対して不安を持
つた場合に納税の成績に影響があるかないか。あると思
われるかその辺について見解をお願いいたします。

市 長～確かに影響はあると思いたす。

- 5 番～それじゃ更に進んで行きます。税金をちやんと取つて来
ながら、勝手にどこかで使い込んだという事案が今町の
うわさでにぎわつております。1ヶ年前から、そのうわ
さは事案であるかでないか。つまりそれに今私が申し上
げたうわさに該当することが、当局の内部にあつたかど
うか。御説明願いたす。

市 長～そのうわさも事案も~~ぶが~~にぎつておりません。私には
分りません。

5 番～市長は分らないという今答弁をされております、助役以下ここに出席されておる各課長に質問いたします、今私の質問に対して分つておられる課長がおつたら、一つ御説明願います、助役以下全課長、税金は取つて行つたんだが、実際には市役所の正当な経費には使われていないと、どこで飲んだのか、どこに捨てたか分らんが、とりにかく勝手に使い込んでいふというふうなふう評がありまます、そこでそういつたことは当局に対して、市民は非常に不備を持ちます、この納税の徴収がかんばしくないかと思つて、先程から質問している訳でございませうが、当局は理由がまだどういふ理由があるのか具体的に分らないという説明でありました、そこで実際に分つておられなまいか、税金を実際に徴収して来て、相手から取つたかどうか、それは分りませうが、実際に取つて来て、これを市役所の窓口を過ぎずに、そのまゝ自分のポケットに入れて、そして又そのまゝ自分のポケットからどこか料ていか、或は遊びな所に使つたというふうな事が、いわゆるうわさであります、このうわさについて事実そういふことがあつたかどうか、なかつたらなかつた、あつたらあつたというふうにご一つ明確に御答弁を願います、なければ知らないのは当局だけだということになります、

議長～暫休憩いたします、(午後零時)

議長～再開いたします、(午後2時58分)

議長～午前に引き続き議案第9号に対する質疑を願います、

5 番～午前中において私が質問いたしました、それに対して市長からの答弁はありましたが、助役以下の答弁はまだなされておられません、従つて答弁を求めます、

5 番～お忘れになつた方もいるかと思ひまして、もう一度繰返します、税金を相手側からは

- 5 番～市長は分らないという今答弁をされております。助役以下ここに出席されておる各課長に質問いたします。今私の質問に対して分つておられる課長がおつたら1つ御説明願います。助役以下全課長、税金は取つて行つたんだが、実際には市役所の正当な経費には使われていないと、どこで飲んだのか、どこに捨てたか分らんが、とにかく勝手に使い込んでいるというふうなふう評があります。そこでそういうことは当局に対して、市民は非常に不信を持ちます。この納税の成績がかんばしくないということは私はこの辺に理由があるんじゃないかと思つて、先程から質問している訳でございますが、当局は理由がまだどうい理由があるのか具体的には分らないという説明でありました。そこで実際に分つておられないのか。税金を実際に徴収して来て、相手から或はだまして取つたかどうか、それは分りませんが、実際に取つて来て、これを市役所の窓口を通さずに、そのまま自分のポケットに入れて、そして又そのまま自分のポケットからどこか料ていか或は辺びな所に使つたというふうな話が、いわゆるうわさであります。このうわさについて事実そういうことがあつたかどうか。なかつたらなかつた。あつたらあつたというふうに1つ明確に御答弁を願います。なければ知らないのは当局だけだということになります。

議 長～暫休憩いたします。(午後零時)

議 長～再開いたします。(午後2時58分)

議 長～午前に引き続き議案第9号に対する~~疑~~質疑を願います。

- 5 番～午前中において私が質問いたしました、それに対して市長からの答弁はありましたが、助役以下の答弁はまだなされておられません。従つて答弁を求めます。

- 5 番～お忘れになつた方もいるかと思ひまして、もう一度繰返します。税金を相手側からは

受領して来たが、これは南役所●いわゆる宜野湾市●の才
入には受け入れないで、結局自分●本ケツトに入れて又
そこから出しては使いた、そういつた様な事だが
あつたといううわさが過去1年前から私●のみに入つて
おります、前年度●決算●査に当つて、その委員●の答
査の会議で私はそれとなく当局に4～5名●の方にこうい
うふうな情報を手アツ手しているが、そういう事がある
るかないか、又その事実があることについて知つてい
る人はいませんか、これを私は質問しました、その時に当
局は全部そういう事実については知らないという答弁で
ありました、今日私が質問しているのはその事でありま
す、つまり前年度の決算の委員●の答査において、私が
ゆうめい的にそういうふうな当局に報告を与える、従つ
てをしたら、今日質問している問題でありません、従つ
ては各々当局のあり方をも●に對して、私は私なりに
ながめて来ましたが、是非正させようといふうな立場
から私は必要ない問題について質問をして来ましたが、
思われる所によりますと、当局は決して反省して
~~の～～～な様子を～～～~~、~~～～～~~、~~～～～~~、~~～～～~~
の案件の中に始得出来ない様ないわゆる削減をされてお
る、去年のことを思い出し、今日はこれと関連して
て、私は質問している訳でございます、私が今申し上げ
た事実について、当局は承つておられるのか、分つてお
られないのか、先程南長はそういうことは分らないとい
う答弁がありましたので、助役以下収入役、それから財
政課長、この3名の方に私の質問に對する答弁を求め
ます。

助 役～お答えいたします、只今の御質問に對しましては、先
例會の時に財政委員●の方に付託になりました決算承認
案件の時におきまして、南長さんから委員●の方に
して聞いた以外のことについては知っておりません、

番～何を質問しているかについて当局が感ないために
もう1度申し上げます、64年度決算の査査に當つて委員●
員會で報告されたものは、いわゆる帳簿上に変更

受領して来たが、これは市役所のいわゆる宜野湾市の才入には受け入れないで、結局自分のポケットに入れて又そこから出しては使い使いた、そういつた様な事実があつたといううわさが過去1年前から私のみみに入っております。前年度の決算審査に当つて、その委員会の審査の会議で私はそれとなく当局に4~5名の方にこういうふうな情報をキヤツチしているが、そういう事実があるかないか、又その事実があることについて知っている人はいませんか。これを私は質問しました。その時に当局は全部そういう事実については知らないという答弁でありました。今日私が質問しているのはその事でありませう。つまり前年度の決算の委員会審査において、私がちゆう象的にそういうふうに当局に警告を与える積りで質問をしたのは、今日質問している問題であります。従つて色々と当局のあり方そのものに対して、私は私なりにながめて来ました。是非正させようというふうな立場から私は必要な問題について質問をして来ました。私が判断する所によりますと、当局は決して反省しているとは思われません。そこでたまたま今日の追加更正の予算の案の中に納得出来ない様なものを、去年の事を思い出して、今~::~~の案件の中に納得出来ない様ないわゆる削減をされておる。去年のことを思い出しまして、今日はこれと関連して、私は質問している訳でございます。私が今申し上げた事実について、当局は分つておられるのか、分つておられないのか。先程市長はそういうことは分らないという答弁がありましたので、助役以下収入役、それから財政課長、この3名の方に私の質問に対する答弁を求めます。

助 役~お答えいたします。只今の御質問に対しましては、先定例会の時に財政委員会の方に付託になりました決算承認案件の時におきまして、市長さんから委員会の方に説明して頂いた以外のことについては知っておりません。

5 番~何を質問しているかについて当局が感違いしないためにもう1度申し上げます。64年度決算の審査に当つて委員会で発言されましたものは、いわゆる帳簿上に表われ

た金額の不一致であります。

助 役～その時につけ加えて市長の方から説明があつたんじゃないかと思つております。

5 番～聞いておりません。財政委員会の審査において問題になつた点は、帳簿上に表われた数字、その数字と関連した点、いわゆる疑問点であつた訳でございます。しかし、私が今日ここで質問しておりますのは、相手側から受け取つた金は正式の窓口には一歩も入つておりません。従つて帳簿にはなんらすがたも入らなせもありません。相手側から取つて、そのまま貸し込んだといふこととせず、従つて決算の審査の過程において問題になつた所の金額と私が今ここで質問している所の金額は、自らの別個のものであります。

5 番～関連して質問します。決算の審査において、問題になつたのは、とにかく正式のルートを経て入金が行なわれております。いわゆる才入の手続はされておる。才入の手続をされて後になつて、いわゆる不当な行為があつたりそのために一筆しなかつた。これがいわゆる事実でありまして、私がここで今日質問しておりますのは決して才入として受け入れはされておりません。後でされたかどうか分かりませんが、とにかく才入として受け入れはされてなくて、取つた金をそのまま貸し込んである。この事実について分つておるか、分つてないかが、私の質問であります。

助 役～その件につきましては、受け入れたかがどうかという何んで、前の財政委員会での市長さんの説明と同じ感じじゃないかと考えられる訳でございますが、その外は何につきましては、分つておりません。

5 番～それじゃ収入役、それから財政課長に答弁をお願いします。

た金額の不一致であります。

助 役～その時につけ加えて市長の方から説明があつたんじゃないかと思つております。

5 番～聞いておりません。財政委員会の審査において問題になつた点は、帳簿上に表われた数字、その数字と関連したいわゆる疑問点であつた訳でございます。しかし、私が今日ここで質問いたしておりますのは、相手側から受け取つた金は正式の窓口には一步も入つておりません。従つて帳簿にはなんらすがたもあと型さえもありません。相手側から取つて、そのまま使い込んだということですから、従つて決算の審査の過程において問題になつた所の金額と私が今ここで質問している所の金額は、自ら別個のものであります。

5 番～関連して質問します。決算の審査において、問題になつたのは、とにかく一度は正式のルートを経て入金がされております。いわゆる才入の手續はされている。才入の手續をされて後になつて、いわゆる不当な行為があつたそのために一致しなかつた。これがいわゆる事実であります。私がここで今日質問しておりますのは決して才入としての受け入れはされておられません。後でされたかどうか分かりませんが、とにかく才入としての受け入れはされてなくて、取つた金をそのまま使い込んである。この事実について分つているか、分つてないかが、私の質問であります。

助 役～その件につきましては、受け入れたかがどうかという何んで、前の財政委員会での市長さんの説明と同じ何じやないかと考えられる訳でございますが、その外の何につきましては、分つておりません。

5 番～それじや収入役、それから財政課長に答弁をお願いします。

収入役～質問の全波のことは就任前のことで分りませんが、後から受け取つたことは分ります。

5 番～聞きもらしたけど、もう1回お願いします。

収入役～いわゆる質問の前段で直接窓口を通さずにとつて集つてという御質問は私には分りません。後から金がうかんで出たということは私も分ります。

5 番～前段の質問に答えて頂ければ結構です。

財政課長～正式な窓口を通つていないということではありますが、ちゃんと正式な収入になつております。窓口を通つて収入伝票も起されて、納期がおくれてはおりますが、正式に収入になつております。

5 番～私の質問をもう一度しほつてお聞きいたします。後で気がつかれて、入れたという事実はおそらくあるでしょう。私が今質問しているのは、相手側から金を受け取つて、そしてそれを一たん正式に受け入れの手続をして、いわゆる才入の手続をして、その後使い込んだ事実についてではありません。相手から金を受け取つて才入のいわゆる受け入れ手続をしない前に使い込んだ事受、従つて前者と後者とでは全然意味が違います。これは。

5 番～私が今質問しておるのは、つまり相手から金を受け取つて、そのまま使い込んだ事実があつたかどうか。そしてそれについて、当局は関係者は知つている、知つてないか、これが私の質問のキーンでありますから、その質問の範囲内に明確に回答をお願いします。後で入つたか入らなかつたかは私の質問の要点ではありません。

議長～暫休憩いたします。(午後3時6分)

議長～再開いたします。(午後3時10分)

収入役～質問の全般のことは就任前のことで分りませんが、後から受け取ったことは分ります。

5 番～聞きもらしたけど、もう1回お願いします。

収入役～いわゆる質問の前段で直接窓口を通さずにとつて使つてという御質問は私には分りません。後から金がうかんで出たということは私も分ります。

5 番～前段の質問に答えて頂ければ結構です。

財政課長～正式な窓口を通つていないということではありますが、ちゃんと正式な収入になつております。窓口を通つて収入伝票も起されて、納期がおくれてはおりますが、正式に収入になつております。

5 番～私の質問をもう一段しばつてお聞きいたします。後で気がつかれて、入れたという事実はおそらくあるでしょう。私が今質問しているのは、相手側から金を受け取つて、そしてそれを一たん正式に受け入れの手續をして、いわゆる才入の手續をして、その後使い込んだ事実についてではありません。相手から金を受け取つて才入のいわゆる受け入れ手續をしない前に使い込んだ事受、従つて前者と後者とは全然意味が違います。これは、

5 番～私が今質問しておるのは、つまり相手から金を受け取つて、そのまま使い込んだ事実があつたかどうか。そしてそれについて、当局は関係者は知つている。知つてないか、これが私の質問のポイントでありますから、その質問の範囲内に明確に答弁をお願いします。後で入つたか入らなかつたかは私の質問の要点ではありません。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時6分)

議 長～再開いたします。(午後3時10分)

5 番～当局は私の今迄の質問に対して、答弁は今までありませんか、そこで答弁は出来ないと受けて取つていいですか、或は又答弁はしないというふうに受け取つていいですか、何も返事がありませんので、そういうふうに受け取ります、じや具体的に伺いましよ、市長に宜しう市内にある所の大きなある法人会社から税金を6,000円取つたその6,000円を取つて使い込んでしまつた、その実事は分りますか、分りませんか。

市長～分りません。

5 番～助役に私の今の質問に対する答弁、更に同じ質問に対する収入役、財政課長、順序を追つて答弁をお願いします。

助役～話しは聞いておりますが、事実についてはつかんでおりません。

5 番～収入役をお願いします。

収入役～諸収入が後から入つたために、そういうことがあつたんじゃないかと考えるだけでありまして、使い込んだとか、そういう事実については何も存じません。

5 番～財政課長にお願いいたします。

財政課長～事務引継の段階でありますので、税金が間違いないと取つておられておりますので、別に分りません。

5 番～今の私の質問に対して市長の答弁が分りません、助役の答弁がうわさは聞いていますが、事実そういうふうにあつたかどうかは分らない、収入役も収入も助役と同じ様な内閣で受け取つていいですか、答弁は先程の答弁はそういううわさは聞いていますが、事実そういうことがあつたかどうかについては、よく分らない、こういうふうなことの意味に解しやくしてよろしいですか、それから財政

5 番～当局は私の今先の質問に対して、答弁は今までありません。そこで答弁は出来ないもんだと受け取つていいですか。或は又答弁はしないというふうに受け取つていいですか。何も返事がありませんので、そういうふうに受け取ります。じや具体的に聞きましょう。市長に宜野湾市内にある所の大きなある法人会社から税金を6,000 \$取つたその6,000 \$を取つて使い込んでしまつた。その実事は分りますか。分りませんか。

市 長～分りません。

5 番～助役に私の今の質問に対する答弁、更に同じ質問に対する収入役、財政課長、順序を追つて答弁をお願いします

助 役～話しは聞いておりますが、事実についてはつかんでおりません。

5 番～収入役をお願いします。

収入役～諸収入が後から入つたために、そういうことがあつたんじゃないかと考えるだけでありまして、使い込んだとか。そういう事実については何も存じません。

5 番～財政課長にお願いいたします。

財政課長～事務引継の段階でありますので、税金が間違いなく収納されておりますので、別に分りません。

5 番～今の私の質問に対して市長の答弁が分りません。助役の答弁がうわさは聞いているが、事実そういうふうにあつたかどうかは分らない。収入役は収入も助役と同じ様な内容で受け取つていいですか。答弁は先程の答弁はそういううわさは聞いているが、事実そういうことがあつたかどうかについては、よく分らない。こういうふうなことの意味に解しやくしてよろしいですか。それから財政

課長の答弁も事務引継のため分らない。私の質問に対して今市長以下関係者の答弁が分りましたので、一応この問題に対する質問は、この時点で私は中止します。適切にやありません中止です。必要に応じて又伺いますから。

16番～オ入面の市村合併促進協議会の費用の2,500 \$についてお伺いします。先きも沢山質問がありましたけれども、施行規則の第13条に關つて、そういうふうには、そういう手続が得られたかどうか、具体的に御説明をお願いします。

市長～お答えいたします。手続はまだだと思ひます。というのは、一応促進協議会が発足してから、こういう手続は行なわれるものじゃないところ思ひますので、まだだと思ひます。

16番～協議会の発足してから、手続をされるというお話しですけど、この13条は、そういうふうな規定ではないと解しやすくしておりますけど、この13条です。一応読んで見て、こういう手続を経て、こういう予算に表われるんじゃないかと考えらる訳ですが。

市長～いずれにしても、まだ手続は取つてないと、こう思ひます。

16番～はつきりして下さい。やつてあるのか、やつてないのか

市長～やつてありません。

16番～やつてないんですか。そうした場合において、この予算の2,500 \$を計上してあるのは、か空の数字です。それだけの裏付けがないというふうにはしか理解されませんが。

課長の答弁も事務引継のため分らない。私の質問に対して今市長以下関係者の答弁が分りましたので、一応この問題に対する質問は、この時点で私は中止します。打ち切りじやありません中止です。必要に応じて又伺いますから。

16番～才入面の市村合併促進協議会の費用の2,500 \$についてお伺いします。先きも沢山質問がありましたけれども、施行規則の第13条に則つて、そういうふうに、そういう手続が得られたかどうか、具体的に御説明をお願いします。

市長～お答えいたします。手続はまだだと思ひます。というのは、一応促進協議会が充足してから、こういう手続は行なわれるもんじやないところ思ひますので、まだだところ思ひます。

16番～協議会の充足してから、手続をされるというお話しですけど、この13条は、そういうふうな規定ではないと解しやくしておりますけど、この13条です。一応読んで見て、こういう手続を経て、こういう予算に表われるんじやないかと考えらる訳ですが、

市長～いずれにしても、まだ手続は取つてないと、こう思ひます。

16番～はつきりして下さい。やつてあるのか、やつてないのか

市長～やつてありません。

16番～やつてないんですか。そうした場合において、この予算の2,500 \$を計上してあるのは、か空の数字です。それだけの裏付がないというふうにしか理解されませんが、

事務課長～一寸補足説明申し上げます。只今の13条は(市町村の補助金の交付を受け様とする時、合併の調査、計画及び並びに合併する経費の内訳書、それから市町村勢要覧それから合併前後設置費内訳書及び市町村合併促進協議会に対する経費内訳書を添えて、行政主眼の方に申請をするというふうなことになつております。それで現在の段階といたしましては、いわゆる促進協議会を満足なさせるための、いわゆる準備活動という段階で、三市町村の関係者の方が一応お集りして頂いて、そして促進協議会が出来たら、こういうふうな構想、そしてこういうふうな費用明細、いわゆる予算書として促進協議会の活動をしようというふうな申し合せがなされてその申し合せに基づいて各市町村に持ち帰り、そして、その負担そういうふうなことが、各市町村で今協議されてる所でございます。これから、いわゆるそういうふうな諸手続が終了すると、決定の旨を三ヶ市町村がやりまして、始めてこの促進協議会のいわゆるこの費用内訳書、そういうものが、法的な内訳書になつて来るといふことになりまますので、この申請自体は、そういう諸手続を経て後の事後手続だというふうになつております。それから今度はそれと同時に事前において政府の方も、いわゆる指導助言と、促進協議会の、いわゆる経費それから促進協議会の活動要領、そういうものも助言しながら、いわゆるこの促進協議会の予算案というものが出来ておるといふことは、文書状況のいわゆる手続じやなしに事前調整ということになされておるといふことになつておるといふ事でございます。

16番～その前にそれだけのまだ資料も出す段階ではないという事解しやくですか。じやこの2,500 \$は政府は予算にどういふふうな変わり方をしてるか、どういふ段階まで来ているか、御説明願います。じや市長さんをお願いします。

総務課長～一寸補足説明申し上げます。只今の13条は（市町村の補助金の交付を受け様とする時、合併の調査、計画及び啓もうに要する経費の内訳書、それから市町村勢要覧それから合併前後措置費銓内訳書及び市町村合併促進協議会に対する経費内訳書を添えて、行政主席の方に申請をするというふうなことになっております。それで現在の段階といたしましては、いわゆる促進協議会を発足させるための、いわゆる準備活動という段階で、三市町村の関係者の方が一応お集りして頂いて、そして促進協議会が出来たら、こういうふうな構想、そしてこういうふうな費用明細、いわゆる予算書として促進協議会の活動をしようというふうな申し合せがなされてその申し合せに基づいて各市町村に持ち帰り、そして、その負担そういうふうなことが、各市町村で今審議されてる訳であります。これから、いわゆるそういうふうな諸手続が終わりますと、発足の告示を三ヶ市町村がやりまして、始めてこの促進協議会のいわゆるこの費途内訳書、そういうものが、法的な内訳書になって来るということになりますので、この申請自体は、そういう諸手続を経て後の事後手続だというふうに解しております。それから今度はそれと同時に事前において政府の方も、いわゆる指導助言と、促進協議会の、いわゆる経費それから促進協議会の活動要領、そういうものも助言しながら、いわゆるこの促進協議会の予算案というものが組まれておるということは、文書状況のいわゆる手続じやなしに事前調整ということはなされているということになっておるといふ事でございます。

16番～その前にそれだけのまだ資料も出す段階ではないという解しやくですか。じゃこの2,500 \$は政府は予算にどういふふうな表わし方をしてるか、どういふ段階まで来ているか。御説明願います。
じゃ市長さんをお願いします。

市長 ~今先申し上げた様に、この協議会の規程を作る場合にその予算も三市町村並びに地方課の課長もみえて打ち合せて、大体政府では7,500万程度ならば可能だということば、はつきりいつておられたという所であつて、その外に政府の事情を一々どうなつてゐるということば、まだお聞きしておりません。

16番 ~と申しますと、予算にもあるのか、ないのか、或は補正予算に出すか、出さないかもはつきりしてないという誤りですか。

市長 ~それは今日もお伺いしましたが、それについての話しは貴方がおつしやる様に政府は本年度予算で出せるからという話しは聞いております。だからこの補助金については、別に心配はないんじゃないかと私はこう思つております。

16番 ~いや心配ある、心配ないの問題よりも、私の質問のポイントは当局がそれだけ折衝するからには、その予算がどの程度、例えば前年度予算に計上されているものかどうか、そうでなければ現在立法院に送付される補正予算の中に計上されているが、分ると思ひます。いや答弁なさればならぬければ、それで結構でございます。

議長 ~外に質疑がなければ、本案に対する質疑を打ち切りたいと思ひますがご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~御異議がございませんので、本案に対する質疑を終ることにいたします。

議長 ~議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを討論に付します。

10番 ~議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予

市長 ~今先申し上げた様に、この協議会の規程を作る場合にその予算も市三市町村並びに地方課の課長もみえて打ち合せて、大体政府では7,500 \$程度ならば可能だということとは、はつきりいつておられたという所であつて、その外に政府の事情を一々どうなつているということは、まだお聞きしておりません。

16番 ~と申しますと、予算にもあるのか、ないのか。或は補正予算に出すか、出さないかもはつきりしてないという訳ですか。

市長 ~それは今日もお伺いしましたが、それについての話しは貴方がおつしやる様に政府は本年度予算で出せるからという話しは聞いております。だからこの補助金については、別に心配はないんじゃないかと私はこう思つております。

16番 ~いや心配ある、心配ないの問題よりも、私の質問のポイントは当局がそれだけ折衝するからには、その予算がどの程度、例えば前年度予算に計上されているものかどうか、そうでなければ現在立法院に送付される補正予算の中に計上されているが、分ると思います。
いや答弁なさねばならなければ、それで結構でございます

議長 ~外に質疑がなければ、本案に対する質疑を打切りたいと思ひますがご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 ~御異議がございませんので、本案に対する質疑を終ることにいたします。

議長 ~議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを討論に付します。

10番 ~議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予

算案に対して賛成いたします。その理由といたしまして収入
源においては、政府の補助、そして雑入につきましては
預金の利息、延滞金も適正なる計上をされております。
支出におきましては、財政課におきましては、七クアツ
プを懸入いたしまして、今後の徴収面において、特に力
を入れるところという努力の面が見られる訳でございます
その外に去つた三月の定例議会におきまして、合併促進
協議会が提案いたしまして、その経費として、3,000万を計
上されたものは幾も適切であると考え次第でございます
す。そういう観点からいたしまして、本案件に対して賛
成をいたすものでございます。

議 長～外になければ討論を御切りたいと思ひますが、御異議ご
ざいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませぬので、本案に対する討論を御切る
ことにいたします。

議 長～議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出泊船更正予
算についてを表決に付します。
原案に賛成の方挙手願ひます。

議 長～賛成多数であります。よつて原案通り可決決定するこ
とにいたします。

議 長～以上もつて一応日程は終る訳であります。その前に事
務局長から若干申し合せ事項、或はその他について話し
合ひしたいと思ひますので、これから話し合ひに移
りたいと思ひます。

16番～緊急動議を提出いたします。理由を申し上げます。最近
市当局におきましては、那覇市の水道計画に基づく1号
線一帯の水源の方からパイプ配管をする様なことを聞いて
おりますが、しかし市当局といたしましては、この事

算案に対して賛成いたします。その理由といたして収入
後においては、政府の補助、そして雑入につきましては
預金の利息、延滞金も適正なる計上をされております。
支出におきましては、財政課におきましては、ピクアツ
プを購入いたしまして、今後の徴税面において、特に力
を入れるところという努力の面が見られる訳でございます
その外に去つた3月の定例議会におきまして、合併促進
協議会が発足いたして、その経費として、3,000 \$を計
上されたものは最も適切であると考え次第でございます
。そういう観点からいたしまして、本案件に対して賛
成をいたすものでございます。

議 長～外になければ討論を打切りたいと思ひますが、御異議ご
ざいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませぬので、本案に対する討論を他切る
ことにいたします。

議 長～議案第9号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予
算についてを表決に付します。
原案に賛成の方挙手願ひます。

議 長～賛成多数であります。よつて原案通り可決決定すること
にいたします。

議 長～以上もつて一応日程は終る訳であります。その前に事
務局長から若干申し合せ事項、或はその他について話し
合いしたいところと思ひますので、これから話し合いに移
りたいと思ひます。

16番～緊急動議を提出いたします。理由を申し上げます。最近
市当局におきましては、那覇市の水道計画に基づく1号
線一帯の水源の方からパイプ配管をする様なことを聞いて
おりますが、しかし市当局といたしましては、この那